



14初初企第14号

平成14年7月4日

各都道府県・指定都市教育委員会

教職員人事主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課長

辰野 裕一

夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について（通知）

完全学校週5日制の実施に伴う公立学校の教育職員の勤務時間の取扱いについては、既に「完全学校週5日制の実施に伴う公立学校の教職員の勤務時間の取扱い等について」（平成14年3月4日初等中等教育企画課長通知）においてお願いしたところであり、貴教育委員会におかれましても、鋭意お取り組みいただいているところと承知しております。

改めて言うまでもないことではありますが、今日、教育行政においては、その透明性を高め、公教育に対する地域住民や保護者の方々の信頼を確保することが益々重要となっております。

今月中にも始まる本年度の夏季休業期間についても、「まとめ取り方式」廃止後、初の長期休業期間であることから、この間の教員の勤務状況について地域住民や保護者等の疑念を抱かれないことはもとより、この休業期間を教職員の資質向上等に有効に活用し、情報公開等においても十分理解を得られるよう、勤務管理の適正を徹底することは極めて重要であります。

このため、貴教育委員会におかれては、改めて、所管の学校に対し、下記事項に留意して勤務管理の適正につき指導の徹底を図るとともに、域内の市町村教育委員会に対しても、所管の学校に対し、下記の事項に留意して指導の徹底がなされるようお願いいたします。

なお、夏季休業期間終了後に、下記事項の取組状況等について調査を実施したいと考えておりますので、念の為、申し添えます。

記

- 1 長期休業期間中の勤務を要する日は、当然のことながら、給与上有給の取り扱いをされていることを踏まえ、本長期休業期間を活用して、以下のような取組みを充実し、教職員の資質向上や教育活動の一層の充実等に努めること。
 - (1) 初任者研修、経験者研修等の教育委員会が行う研修の実施
 - (2) 各学校における計画的な研修の実施
 - (3) 教育センター等における教員の自主的研修の支援
 - (4) 各学校における教材研究、授業研究の実施
 - (5) 児童生徒の実態等に応じた適切な教育活動の実施

- 2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条第2項に基づく研修（以下「職専免研修」という。）について、以下の点に留意しつつ、その適正な運用に努めること。
 - (1) 職専免研修は、職務に専念する義務の特例として設けられているものであるが、当然のことながら、教員に「権利」を付与するものではなく、職専免研修を承認するかどうかは、所属長たる校長が、その権限と責任において、適切に判断して行うものであること。
 - (2) 職専免研修の承認を行うに当たっては、当然のことながら、自宅での休養や自己の用務等の研修の実態を伴わないものはもとより、職務と全く関係のないようなものや職務への反映が認められないもの等、その内容・実施態様からして不相当と考えられるものについて承認を与えることは適当ではないこと。
 - (3) また、職専免研修を特に自宅で行う場合には、保護者や地域住民等の誤解を招くことのないよう、研修内容の把握・確認を徹底することはもとより、自宅で行う必要性の有無等について適正に判断すること。
 - (4) このため、事前の研修計画書及び研修後の報告書の提出等により研修内容の把握・確認の徹底に努めること。なお、計画書や報告書の様式等については、保護者や地域住民等の理解を十分得られるものとなるよう努めること。
 - (5) なお、職専免研修について、「自宅研修」との名称を用いている場合には、職専免研修が、あたかも自宅で行うことを通例や原則とするか如き誤解が生じないよう、その名称を「承認研修」等に見直すことも考えられること。

(参考)

○ 「完全学校週5日制の実施について」(平成14年3月4日事務次官通知)(抄)

2 教育課程上及び学校運営上の対応

(2) 学校運営上の対応

③教員の勤務時間について

各学校及び教育委員会においては、いわゆる「まとめ取り方式」の廃止により、長期休業期間に勤務を要する日が増えることを踏まえ、学校教育の一層の充実のため、長期休業期間中における教員の勤務時間の有効活用を図ること。

④教職員の研修等について

各学校及び教育委員会においては、教員の研修や教材研究について、例えば、学習指導の改善を図るための校内授業研究会や情報交換会、教員の視野を拓げるための研修を行うなど、その充実を図ること。その際、次の点に配慮すること。

ア 初任者研修、経験者研修等各種研修について、夏季休業日等を活用するなど、研修時間の確保・内容の充実に努めること。

イ 研修の場や機会、研修に関する情報を提供するなど、教員の自主的・主体的研修を奨励・支援するよう努めること。

ウ 教育公務員特例法第20条第2項に基づく研修については、勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであり、給与上も有給の扱いとされていることなどを踏まえ、計画書や報告書の提出等により、研修内容の把握・確認を徹底すること。

○ 「完全学校週5日制の実施に伴う公立学校の教職員の勤務時間の取扱い等について」

(平成14年3月4日初等中等教育企画課長通知)(抄)

3 その他の留意事項

(1) いわゆる「まとめ取り方式」の廃止により、夏季、冬季等における長期間の学校の休業日(長期休業期間という。以下同じ。)に勤務を要する日が増えることを踏まえ、各学校における児童生徒等の実態等に応じた適切な教育活動の工夫、教員の資質能力の向上を図るための、各学校における計画的な研修の実施や教育センター等における教員の自主的研修の支援など、学校教育の一層の充実を図る観点から、長期休業期間中における勤務時間の有効活用を図ること。

(2) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条第2項に基づく研修については、勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであり、給与上も有給の扱いとされていることなどを踏まえ、地域住民等から見ても研修としてふさわしい内容・意義を有することはもとより、真に教員の資質向上に資するものとなるよう、事前の研修計画書や研修後の報告書の提出等により、研修内容の把握・確認を徹底すること。